

公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所運営規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第109号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第7条に定める公立鳥取環境大学サステナビリティ研究所（以下「研究所」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(研究所の目的)

第2条 研究所は、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）における各部局教員の学問分野を横断する研究（以下「横断的研究」という。）を機動的に展開するとともに、研究成果を広く社会に提供することで持続可能な社会の形成及び地域活性化に資すること、並びに教育への展開に資することを目的とする。

(業務)

第3条 研究所は、次に掲げる業務を積極的に行う。

- (1) 本学における横断的研究プロジェクトに係る調査・企画・実施及び事務に関すること。
- (2) 研究成果の蓄積及び発表に関すること。
- (3) 外部資金を活用した調査・研究の推進に関すること。
- (4) その他、研究所の目的を達成するために必要な教育・研究等の活動に関すること。

(組織)

第4条 研究所に、所長及び研究員を置く。

- 2 前項に定める者のほか、副所長、事務職員を置くことができる。
- 3 研究員は、本学の専任教員をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 研究所にサステナビリティ研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、委員長は所長をもって充てる。また、副委員長は副所長を置く場合にあっては副所長をもって充て、副所長を置かない場合にあってはあらかじめ委員の中から学長が指名した者をもって充てる。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 所長
 - (2) 副所長
 - (3) 学長が指名する本学の専任教員 各学部2名
 - (4) 学長が指名する本学の専任教員 人間形成教育センター1名
 - (5) 研究交流推進課長
 - (6) その他学長が必要と認める者
- 3 前項第3号から第6号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 運営委員会は、第2項に規定する委員の2分の1以上の出席により成立する。

- 8 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明及び意見を聴くことができる。
- 10 運営委員会の事務は、研究交流推進課が行う。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究所の運営に係る事業計画に関する事
- (2) 研究プロジェクトに関する事
- (3) 研究成果の蓄積及び発表に関する事
- (4) 研究所の運営に関する事項のうち学長から諮問された事項
- (5) その他研究所の運営に関し委員長が必要と認めた事項

(利用)

第7条 研究所施設等の利用について、必要な事項は別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究所の運営に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第33号)

この規程は、平成25年7月3日から施行する。

附 則 (平成26年規程)

この規程は、平成26年8月8日から施行する。

附 則 (平成27年規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第17号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第8号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第7号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。